

内部通報者保護に関する規程(ヘルプライン含む)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人にじ子屋(以下「この法人」という。)における、法令又はこの法人の規程・内規等に違反する不正行為(以下「法令違反等行為」という。)の早期発見及びその是正措置並びに内部通報者の保護を図るために必要な事項を定めること、および、通報・相談した職員等(以下「内部通報者」という。)が不利益になることを防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定に定める「内部通報」とは、この法人の事業活動に関して、次に掲げる法令違反行為が生じている又は生じる可能性がある場合に、これをこの法人又は外部機関に通報又は相談(以下「通報等」という。)とする。

- (1)法令又はこの法人の定款、規程・内規等に違反する行為
- (2)前条に定める者その他この法人の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- (3)この法人の名誉又は社会的信用を侵害し又は低下させるおそれのある行為
- (4)その他等法人、前条に定める者又はこの法人の利害関係者に重大な損害を生じさせるおそれのある行為

(内部通報の体制)

第3条 この法人は、理事をもって内部通報の窓口とする

(通報等の方法等)

第5条 内部通報者は、前条に定める窓口に対して、電話、電子メール、書面又は直接面談の方法により通報等を行うことができる。通報の窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、第2条で定める者に別途通知するものとする。

2. 通報等は原則実名とするが、直接面談を除く前項のいずれかの方法による場合も、匿名により通報等を行うことができる。但し、匿名の場合には法令違反等行為について信じるに足る相当な根拠を必要とする。
3. 内部通報者は、不正に利益を得る目的、当法人又は第三者に損害を与える目的その他不正な目的で通報等を行ってはならない。
4. この法人との契約又はこの法人の就業規則その他の規程における守秘義務に関する規程は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げない。

(通報等への対応)

第6条 通報の窓口は、内部通報者から通報を受けたときには、直ちに理事長に報告しなければならない。但し、通報等が理事長に係るものである場合は、その他理事に報告するものとする。

2. 報告を受けた理事長又は理事は、速やかに法令違反等行為に関する調査の開始及びその他の対応につき決定するとともにコンプライアンス委員会に対し通報等の内容を報告するものとする。
3. 前項において、通報等を受理しないことを決定した場合には、通報の窓口を通じて内部通報

者に対し、その旨を理由とともに速やかに通知する。

(調査の実施)

第 7 条 通報等に係る調査を開始するにあたり必要と判断した場合には、理事長は通報事案調査チームを設置して調査にあたらせることができる。但し、通報等が理事長に係るものである場合には、副理事長が判断及び指示を行うものとする。また、いずれの場合においても、必要に応じて外部期間に調査を依頼することができるものとする。

2. 調査において、役職員は、正当な理由がある場合を除き、関連資料の提出、事実の報告その他調査に必要な行為を求められた場合は、これに応じて協力しなければならない。
3. 調査は公正かつ公平に行われ、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と通報等の内容への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
4. 調査において、通報等の内容に関する高度の専門性を要する場合には、外部の有識者に意見を求めることができる。

(調査結果に基づく対応、通知及び公表)

第 8 条 前条の調査により法令等違反行為が確認された場合、理事長は速やかに対応を行うものとし、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、違反行為の中止命令等による是正、必要に応じて懲戒処分若しくは刑事告発及び再発防止等の措置を講じる。通報等が理事長に係るものである場合には、監事がこれを行うものとする。

2. 通報の窓口は、理事長の指示により、調査により確認された法令等違反行為の有無、当核行為が確認された場合は是正措置及び当核行為者の処分等について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく内部通報者に対して通知するものとする。なお、匿名の通報等の場合はこの限りではない。通報等が理事長に係るものである場合には、監事がこの通知を指示するものとする。
3. 理事長は、調査により確認された法令等違反行為の有無、当核行為が確認された場合は是正措置及び当核行為者の処分等対応の概要を(但し、通報者等個人の氏名を除く)、速やかに理事会に報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。通報等が理事長に係るものである場合には、監事がこれを行うものとする。
4. この法人は、通報等をしたことを理由に、内部通報者本人が不利益を被る取扱いをしてはならず、内部通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を取らなければならない。

(内部通報者等の保護)

第 9 条 この法人は、内部通報者が通報等を行ったこと、役職員が内部通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に協力したこと等を理由として、内部通報者本人及び関係役職員に対して、懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、不利益になる処分又は措置を行ってはならない。但し、内部通報者が不正な目的で通報等を行った場合はこの限りではない。

(外部ヘルプライン等の利用)

第 10 条 通報者は、第 5 条に明示した通報の方法のほか、別途役職員に通知する、外部ヘルプライン等を利用し通報・相談を行うことができる。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和6年9月14日より実施する。(令和6年9月14日理事会決議)